

議案第 185 号

京丹後市峰山途中ケ丘公園及び京丹後市峰山総合公園の指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市峰山途中ケ丘公園及び京丹後市峰山総合公園の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

京丹後市長 中山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
・京丹後市峰山途中ケ丘公園	京丹後市峰山町長岡 8 7 6 番地	京丹後市峰山町長岡 8 7 6 番地	令和 3 年 4 月 1 日から
・京丹後市峰山総合公園	京丹後市峰山町荒山 2 4 8 番地	公益財団法人 京丹後市公園緑化事業団	令和 8 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、京丹後市峰山途中ケ丘公園及び京丹後市峰山総合公園の管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

採点集計表【京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公園】

議案第185号 資料

選定基準	個別配点	×3人	審査項目	配点 (満点)	公益財団法人京丹後市公園緑化事業団		失格点	
					得点	得点率		
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。	10	30	管理運営の基本的な考え方の適合性	30	30	30	100%	9未満
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	40	120	運営の基準、サービス提供内容への取組み	30	19	81	68%	36未満
			施設設備の維持及び運営管理の水準	51	32			
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	15	12			
			利用者等の要望の把握	6	6			
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	18	12			
施設の効率的な運用が図られるものであること。	30	90	収支計画の妥当性	30	24	65	72%	27未満
			収支改善策	15	11			
			指定管理料の多寡	45	30			
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的および人的能力を有していること。	20	60	経営理念の健全性	3	3	54	90%	18未満
			団体の財政基盤、経営基盤の健全性	24	18			
			運営組織及び従業員の配置等の妥当性	12	12			
			団体による本事業への支援体制	3	3			
			事務・会計処理の能力	6	6			
			従業員研修・教育の妥当性	6	6			
			雇用効果	6	6			
計【配点100×3人=300】				300	230	77%	180未満	

※施設所管部署(管理職2人)及び生涯学習課長で採点を実施。

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 12 月 定例会

議案の
件 名

議案第185号
京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公
園の指定管理者の指定について

政策等
の区分

計画 ・ **事業** ・ 条例
その他 ()

<p>《政策等の概要》</p> <p>京丹後市峰山途中ヶ丘公園及び京丹後市峰山総合公園は、平成18年4月から指定管理者制度による管理を行っているところである。現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了することから、令和3年4月以降の指定管理者を新たに指定するものであり、指定の期間は令和3年4月1日から5年間とする。</p> <p>市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき指定申請書を受け付け、京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会での審査結果を踏まえて、公益財団法人京丹後市公園緑化事業団を指定管理者に指定するもの。</p>		<p>《市民参加の状況》</p> <p>有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p>										
<p>《政策等の必要性》</p> <p>地方自治法の改正による指定管理者制度の創設以降、市では公園施設をはじめ多くの施設に指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上と、管理経費の縮減に努めているところである。</p> <p>当公園管理について、現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了することから、新たに指定管理者を選定する必要がある。</p>		<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <p>施設の管理運営に指定管理者制度を継続することで、引き続き民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上と、管理経費の縮減を図ることができ、施設の一層の効用増加が期待される。</p> <p>指定管理者に選定された候補者は、公園供用開始からの継続管理となるため本施設の管理運営全般を熟知しており、その経験を活かして、新たに整備した陸上競技場を含め、施設の安定的な管理運営が期待される。</p> <p>指定管理料は、議会議決後、指定申請書で提案された額を基本として、協定により締結する。</p>										
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <p>R2.8.11 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 R2.10.26 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の候補者として公益財団法人京丹後市公園緑化事業団を選定</p>		<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td>12</td> <td>快適な都市空間の形成</td> </tr> </table> <p>指定管理者による管理により、効率的・効果的に業務執行でき、適正な土地利用が図られる。</p> <p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p> <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td>第2次京丹後市スポーツ推進計画</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td>平成29年度</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>平成30年度～令和9年度</td> </tr> </table>		総合計画 計画項目	12	快適な都市空間の形成	計画名称	第2次京丹後市スポーツ推進計画	策定年度	平成29年度	計画期間	平成30年度～令和9年度
総合計画 計画項目	12	快適な都市空間の形成										
計画名称	第2次京丹後市スポーツ推進計画											
策定年度	平成29年度											
計画期間	平成30年度～令和9年度											
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>指定管理者として指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。</p>		<table border="1"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料(有の場合は、その名称)</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>都市計画・建築住宅課</td> <td>有 ・ 無</td> </tr> </table>		担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)	建設部	都市計画・建築住宅課	有 ・ 無			
担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)										
建設部	都市計画・建築住宅課	有 ・ 無										